

鶴巻小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の「いじめの防止等のための基本的な方針」、および「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、本校のいじめ防止基本方針を策定する。

1 基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（H25施行「いじめ防止対策推進法」）

【共通認識】

- ① いじめは、絶対に許されない。
- ② いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る。
- ③ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

【対応方針】

- ① 未然防止、早期発見・対応に向け、チームで対応する。（学校いじめ対策委員会）
- ② いじめかどうか疑わしい場合も、管理職、生活指導主任に報告する。
- ③ 把握した教員一人で解決しようとしな。情報共有して、担任を学校全体でフォローする。
- ④ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
問題解決までの過程…実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証
- ⑤ 時系列に沿って経過を記録する。解消後も経過観察と指導を慎重に行う。
- ⑥ いじめ発生時は、必ず所轄の教育委員会へ報告する。
- ⑦ 家庭や地域ときめ細かく連携し、早期解決につなげる。

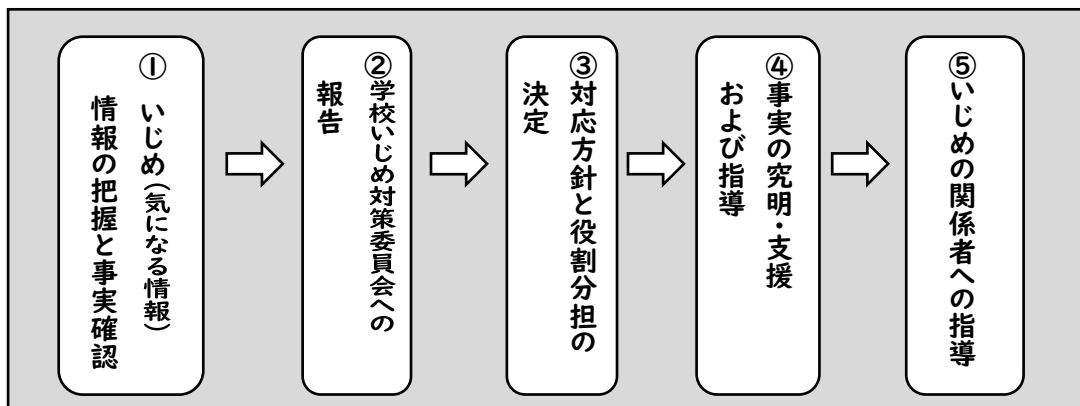
2 未然防止の取り組み

- ① 「いじめ」についての理解を深める
「やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」等が「いじめ」に発展していくこと、知っていて黙認する行為も許されないことを、全児童に理解させる。
- ② 自己有用感を高める
よさを認め合う学級経営・学校づくりを充実する。
「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるように教育相談に努める。
- ③ 温かい人間関係づくり
自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことを、具体的な場面繰り返し指導する。
- ④ 生命や人権について指導の充実
生命尊重、他を思いやる心、自立心、規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
差別や偏見を許さず、思いやりの心で関わる力を育む人権教育を充実する。
- ⑤ 「わかる授業」を行う
児童が「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、学習指導を充実する。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめやSNSの危険に対する啓発と指導
ネット上の誹謗中傷への適切な対応やネットリテラシー、ネットの危険について指導を行う。
注意すべきインターネットの特性
(ア) 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること
(イ) 匿名でも書き込みした人は、特定できること
(ウ) 違法情報や有害情報、個人情報が含まれていること
(エ) 書き込みが原因で、思わぬトラブル・犯罪につながる可能性があること(具体的に)
(オ) 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見の取り組み

- ① 的確な情報収集とチームでの対応
定期的なアンケートや観察により児童の変化を把握する。(教職員で情報を共有する。) 些細な情報も放置したり、問題ないと個人で判断したりしない。
- ② 教育相談の充実
教職員・SC間で協力体制をとる。保護者や必要な関係機関等と積極的に連携を図る。
- ③ 保護者との連携
加害側、被害側ともに保護者への報告を行う。
加害児童やその保護者の思いを受け止め、加害行為の反省を促す。保護者の理解を得ながら指導する。
- ④ 関係機関との連携
必要なら、教育委員会、警察、子ども家庭相談センター等との情報共有・行動連携を行う。

4 発生時の対応フロー(いじめ対策委員会が中心となる)



★ 情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・他の教員からの情報提供

情報を把握した教員

・学級担任
・学年主任

生活指導主任

・校長
・副校長

★ 事実確認

- ・事実の有無や内容の真偽について当該児童・関係児童への確認
- ・生活指導主任や管理職への報告や学校としての組織対応と同時進行で実施

【重大事態】

(法規定)

- ★1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ★2 被害児童が欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
(申し立て)
- ★ 児童やその保護者から重大事態の申し立てがあった場合

重大事態の発生時は、

- ① **月次報告を待たず教育委員会へ速やかに第一報を報告し**、指導の下、調査する。
- ② 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあれば、**警察署やその他関係機関に通報、援助**を求める。

【役割分担と対応】

- ① 情報の整理(いじめの態様、関係する児童や周囲の児童の様子)
- ② 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ③ 事情聴取や指導の際の留意点などを確認
- ④ 事情聴取や指導（聴取は2名体制が望ましい）
 - (ア) 被害者からの事情聴取と支援
 - (イ) 加害者からの事情聴取と指導
 - (ウ) 周囲の児童と全体への指導
 - (エ) 保護者への対応、関係機関への対応
- ⑤ 毎週金曜の生活指導夕会で確認する。

【留意点】

- ① どの事実も「大丈夫だろう」と安易に考えず、危機意識をもって対応にあたる。
- ② 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心がける。
- ③ 経過の見守りと継続的な支援を行う。(保護者との連携)
- ④ 問題点の解消まで組織として責任をもち、解決後も再発を防ぐ教育活動を継続する。
- ⑤ 6月、11月、2月の職員会議でその取り組みについて確認する。(ふれあい月間に連動)

事情聴取の際の留意事項

- いじめられている子どもや、周囲の子供からの事情聴取は、人目につかない場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取後、教員が保護者に直接説明を行う。児童の様子により当該児童を自宅まで送り届けるなど配慮する。

事情聴取ではならないこと

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に「謝ることだけで終わらせる」こと。

【被害児童の保護者との連携】

- ① 事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝える。
- ② いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童の様子等について情報提供を受ける。
- ③ 全貌が分かるまで加害児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ④ 対応を安易に終結せず経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【加害児童の保護者との連携】

- ① 事実を経過とともに伝える。
- ② いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
- ③ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④ 誰もが、加害側にも被害側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤ 事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどと主張したり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。